

令和2年4月24日

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて ガスの特例措置の認可等を行いました（第18報）

関東経済産業局は、本日、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの需要家等に対する特例措置の認可等を行いました。

1. 各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。
今般、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本制度の貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。
2. 上記特例措置に基づく「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付を受けたガスの需要家等に対する特例措置等として、下記事業者から、本日付けで、小売全面自由化後の経過措置に係る小売料金その他の供給条件及び託送料金その他の供給条件について特例措置（料金の支払期限の延長）の認可申請等があり、電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、即日特例措置の認可等（別紙1参照）を行いました。
3. なお、今後、影響が深刻化・長期化した場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特例措置の認可等を行う予定です。

記

○旧簡易ガスみなしガス小売事業者（1事業者）

別紙2参照

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課長 芳賀潤一

担当者：古川、北村

電話：048-600-0411（直通）

F A X：048-601-1298

(別紙 1)

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者)
指定旧供給地点小売供給約款についての特別措置の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの需要家等から申し出があった場合、以下の措置を適用する。

1. 株式会社トーエル

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けた需要家のガス料金の支払期限について、令和2年4月検針分（支払期限日が令和2年5月27日以降となるもの）及び5月検針分をそれぞれ1ヶ月延長する。

(別紙 2)

ガスの特例措置の認可等を行った事業者

○旧簡易ガスみなしガス小売事業者 (1 事業者)

事業者名	法人番号	供給地点群名	所在地
株式会社トーエル	2020001021033	東南台団地	神奈川県横浜市港北区高田西 3-31-2
		当麻九坊院団地	神奈川県相模原市南区当麻 862 - 6
		大和 200	神奈川県大和市上草柳 2-10-13
		宮山団地	埼玉県白岡市上野田 477-203